

2023年度 国内研究報告

身体運動文化研究室・教授 森敏生

1. 国内研究の概要

(1) 研究課題

体育・スポーツ教育のカリキュラムマネジメントと授業のデザイン

(2) 研究先機関

東京学芸大学 芸術・スポーツ科学系 健康・スポーツ科学講座 体育科教育分野
(受入教員 鈴木聡教授)

(3) 研究期間

2023年4月1日～2024年3月31日

2. 研究活動の内容

(1) 科学研究費助成事業 研究報告書の作成

基盤研究 (C) 課題番号 18K02683 研究期間 平成30年度～令和5年度

研究課題 「体育実践における創発的な学習活動の指導と評価の一体化」

研究代表：森敏生

研究分担者：丸山真司（日本福祉大学）、玉腰和典（富山大学）、石田智巳（立命館大学）

(2) 研究主題「体育教育の構想とカリキュラム-体育教育の存立根拠を問う-」に関する資料調査・研究及び執筆活動

体育教育が教科として存立する根拠について戦前・戦後の体育教育の思想史を概観し、特に戦後教育改革期に端を発する学校教育・学校体育の民主化・科学化の構想の形成過程に焦点をあて、基本的資料の調査・研究をもとに体育教育の構想とカリキュラム論をまとめた。なお、東京学芸大学図書館に所蔵されている教育学ならびに体育教育学関連の充実した図書・雑誌等の資料を自由に閲覧・活用できたことにより、この研究を進めることができた。

(3) 東京学芸大学大学院教育学研究科、鈴木聡教授が担当する大学院（修士課程、教職大学院）ゼミへの参加

体育科教育学の研究方法に関する資料読解と協議、修士課程の研究計画の報告・検討、学会発表内容の検討、修士論文発表内容の検討、小学校・中学校の体育授業研究など、多方面にわたる題材の検討とフレッシュな研究協議に定期的に参加する機会を得た。そのなかで、鈴木教授の依頼により「保健体育科における教材開発-体育科における教材づくりの考え方と方法」と題する話題提供を院生・学部生に行うことができた。

3. 研究成果の報告

(1) 科学研究費助成事業 基盤研究 (C) 「体育実践における創発的な学習活動の指導と評価の一体化」について

この研究の成果は報告書 (A4 版、105 頁) としてまとめられた。ここでは報告書の「はじめに」と目次構成を示し、研究成果の報告とする。

はじめに

この研究は科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金)、基盤研究 (C) の交付を受けて進められたものである。研究課題名は「体育実践における創発的な学習活動の指導と評価の一体化」である (課題番号 18K02683、研究代表者: 森敏生、研究分担者: 丸山真司、玉腰和典、石田智巳)。研究に取りかかったのは、平成 30 年度 (2018 年度) からであり、当初の計画では 3 年間で研究課題に対して一定の成果を得る予定であった。しかし、最終年度の令和 2 年度 (2020 年度) に差し掛かる頃からコロナ・パンデミックに見舞われ、研究活動の一時中断を余儀なくされた。コロナ禍が何度も感染拡大の波を引き起こし長期化したことで、およそ 2 年間にわたり対面での研究協議ができず、体育授業のフィールド研究もできなかった。学会での研究報告もオンラインとなった。こうした事情のなかで、研究期間の延長を余儀なくされた。

くわえて計画段階で予定していたフィールド研究を断念し、コロナ禍以前の体育授業の詳細な実践記録の資料を対象に本研究の作業仮説にそって授業事例の分析・検討を進めた。子どもたちの学習の実際については授業実践者へのインタビューや、実践者自身の実践記録の記述に基づいて考察した。報告書の第 6 章はその成果をまとめたものになっている。こうして、間接的ではあるが「体育実践における創発的な学習活動の指導と評価の一体化」の内実に接近することができたのは、研究に協力してくれた授業実践者のおかげである。協力してくれた授業実践者は、自分の実践課題に即して実践の成果や改善点を明らかにするために実践の省察を丁寧に行い、指導的働きかけと子どもたちの変容の関係や子ども同士の学び合いの関係を探ろうと実践的な検討を積み重ねてきた。その際、詳細に自身の指導内容と方法を記録し、子どもたちのグループノートや感想文の記述、プレイの映像など、学習の事実資料を克明に残した。このように自らが自覚的に実践研究に取り組む実践者から資料を提供して頂いたからこそ、本研究をなんとか進めることができた。改めてここに記して感謝の意を表したい。

以下、報告書の構成について簡単に示しておく。

第 1 章は「問題の所在と学術的背景」である。我が国の学習指導要領改定の方向性とその特徴、国際的な体育・スポーツ教育の改革動向を概観し、教科における学習の改革がどのように構想されているのかを捉えようとした。また学術的な面からは、コンピテンシー論や 21 世紀型スキルの提起とも関連する最近の学習パラダイムの転換について素描した。

第 2 章は「研究の目的と方法」である。「生態学的な複雑性」という方法論的視座に立脚して体育実践における学習の本質的な側面に迫ろうとする本研究の独自性に言及し、研究目的のもとに設定された三つの研究課題とその課題への迫り方が述べられている。

第 3 章は「新たな学習理論の認識論・方法論」である。第 1 章の学習パラダイムの転換を受け、

「新たな学習理論」について考察・検討している。具体的には、学習への「状況論的アプローチ」、
「活動システム論」、「知識創造論」をレビューし、体育科教育における「生態学的な複雑性」の
認識論に立脚した先駆的研究を検討した。

第4章は「体育実践における学習活動の創発性」である。ここでは、「活動システム論」を手が
かりに、体育授業における学習活動を「活動システム」（目標・課題としてのスポーツ活動と実際
のスポーツ活動）の矛盾の解決過程としてモデル化している。体育授業では学習活動の「対象化」
によって多面的な学習対象が創出される。このことについての原理的な考察が図られている。

第5章は「スポーツ活動システムの対象化と体育授業づくり」である。第4章の原理的な考察
を受け、学習活動において「活動システム」の成分である「技術・戦術」「ルール・規範」「目標」
の「対象化」がどのような進められるのか、より詳しく論じている。また、授業づくりにおける「対
象化」の手立てとして重要な教具づくりと学習場面の構成について述べている。

第6章は本研究の総合的なまとめに相当する「学習活動の創発性と指導と評価の一体化」であ
る。上述のように、本研究の理論的考察に基づく仮説モデルにそって、2つの授業実践の事例を
分析・検討している。1つは小学校低学年のグループ学習の事例である。ここではグループにお
ける協同的な学習活動の創発的な変化を、学習課題の対象化と共有化という側面から検討し、授
業の方法や教師の指導的な関わりや役割を特徴づけた。2つめは小学校高学年におけるグループ
学習の事例である。ここでは学習課題である技術・戦術認識の形成過程とグループメンバーの相
互関係の変容過程を関連づけて分析・検討した。2つのグループを対比することで、複雑な学び
の創出過程のリアリティを描き出そうとした。また、グループ学習への教師の指導的な応答を形
成的アセスメントの内容と機能から検討し、指導と評価の一体化の内実を特徴づけた。

体育実践における創発的な学習活動の指導と評価の一体化

目 次

はじめに

第1章 問題の所在と学術的背景

第1節 学習指導要領改訂の方向 (玉腰和典)

- 1 資質・能力
- 2 主体的・対話的で深い学びの視点
- 3 各教科等の特質に応じた見方・考え方
- 4 学習指導要領体育科・保健体育科の目標
- 5 「体育科の見方・考え方」の課題

参考文献

第2節 国際的な体育・スポーツ教育の改革動向

- 1 スコットランドの体育カリキュラム改革 (森敏生)
-卓越へのカリキュラム (Curriculum for Excellence=CfE)

注及び参考文献

- 2 アメリカのカリキュラム改革 (石田智巳)

参考文献

- 3 ドイツにおける Bewegte Schule(動きのある学校) (丸山真司)

参考文献

第3節 学習パラダイムの転換 (森敏生)

- 1 学習内容の獲得
- 2 異質協同の課題探求と知識創造
- 3 創発的な学習
- 4 学習評価論の課題

注及び参考文献

第2章 研究の目的と方法 (森敏生)

第1節 研究の目的とその独自性

第2節 研究課題の設定と研究課題へのアプローチ

- 1 第一の研究課題について
- 2 第二の研究課題について
- 3 第三の研究課題について

参考文献

第3章 新たな学習理論の認識論・方法論 (森敏生)

第1節 学習への状況論的なアプローチ

- 1 個人による脱文脈的な知識の習得と状況に埋め込まれた学習
- 2 文化的実践への参加としての学習
- 3 状況論的アプローチの問題点

参考文献

第2節 拡張的な学習と活動システム理論

- 1 学習観の変遷と活動理論
- 2 活動システムモデルを用いた体育授業分析と課題

参考文献

第3節 知識創造メタファと知識創造・構築としての学習

- 1 知識創造メタファ
- 2 知識創造・構築としての学習

参考文献

第4節 生態学的な複雑性という認識論

- 1 構成主義の考え方と問題意識
- 2 生態学的な複雑性の認識論

参考文献

第4章 体育実践における学習活動の創発性 (森敏生)

第1節 本章のねらい

第2節 体育授業における学習対象について

- 1 体育授業における教材づくり
- 2 教材の系統と子どもの学習活動の対象化
- 3 体育授業における SAS (Sports Activity System) の矛盾とその対象化

第3節 体育授業における SAS の矛盾のトータルな解決過程

- 1 SAS の矛盾の解決過程 (陶冶的側面)
- 2 SAS の矛盾の解決過程 (訓育的側面)

注及び参考文献

第5章 スポーツ活動システムの対象化と体育授業づくり

第1節 スポーツの技術・戦術の対象化と認識形成 (玉腰和典)

- 1 戦術・技術を必要とするスポーツの構造
- 2 スポーツにおける戦術・技術の特性

参考文献

第2節 スポーツのルール・規範の対象化と合意形成 (丸山真司)

- 1 これまでの体育におけるルール学習の問題
- 2 スポーツルール・規範の対象化とルール学習
- 3 ルールづくりと合意形成

参考文献

第3節 スポーツの目標の対象化と意味の問い直し (石田智巳)

- 1 発達の原動力としての矛盾
- 2 矛盾の存在と意味の問い直し

参考文献

第4節 体育の教授・学習活動と教具づくり (玉腰和典)

- 1 教具の定義と広義・狭義の教具
- 2 教授・学習活動における教具の特徴

参考文献

第5節 学習場面の構成—認知を促すアフォーダンス (石田智巳)

- 1 近代以降の知覚理論
- 2 アフォーダンス
- 3 陸上競技研究より
- 4 ボール運動の研究より

参考文献

第6章 学習活動の創発性と指導と評価の一体化 (森敏生)

第1節 小学校低学年の体育授業におけるグループ学習の事例分析

- 1 研究の背景と研究の目的
- 2 研究の作業仮説と仮説モデル
- 3 事例分析となった体育授業の概要

- 4 事例分析の結果と考察
- 5 協同的な学習活動の創発的変化-学習課題の対象化と共有化
- 6 授業における学習課題の対象化と共有化の方法
- 7 学習課題の対象化と共有化を促す教師の指導的な関わり方（触媒的役割）
- 8 学習課題の対象化と共有化の実体モデル
- 9 まとめ

謝辞

第2節 小学校高学年の体育授業におけるグループ学習の事例分析

- 1 研究の背景と研究課題の設定
- 2 リサーチクエスションと研究の方法
- 3 授業実践の概要
- 4 グループの技術・戦術認識の形成過程
- 5 グループの技術・戦術認識の創出と変容
- 6 グループの相互関係の変容と技術・戦術の協同学習の様相
- 7 グループの協同学習を媒介するグループノートの活用
- 8 教師の形成的アセスメントの内容と機能
- 9 本事例研究のまとめ

注及び参考文献

謝辞

おわりに

(2) 研究主題「体育教育の構想とカリキュラム-体育教育の存立根拠を問う-」に関する資料調査・研究

この研究の成果は著書としてまとめる予定である。ここではその序章と目次構成を示し、研究内容の報告とする。

序章 なぜ、いま体育教育の存立根拠を歴史的に問うのか

第1節 体育教育の危機と存立根拠への問い

体育教育あるいは教科としての体育が存在する理由や根拠について考えてみたい。その際、戦前・戦後の体育教育史を振り返り、とりわけ戦後改革に端を発する学校教育・学校体育の民主化・科学化の構想がどのように形づくられてきたのかを振り返ってみる。なぜ、いま体育教育の存在意義と根拠を歴史的に問うのか。その意味と必要性についてまずは述べておこう。

体育教育あるいは教科としての体育が存在する理由や根拠についてはこれまでも繰り返し議論されてきた。教育改革期において学校の教育課程における体育の位置づけや必要性に対して何度も疑問が投げかけられてきたからである。

例えば、『体育科教育』誌は、1997年4月から1998年2月まで10回にわたり「揺れ動く体育の存立基盤」と題する連載をした。「体育は生き残ることができるのか、なぜ学校／体育なのか……。今、教育改革の名のもと、体育の教育力（教育的可能性）や教科としての存在意義が社会から問われている」と連載趣旨が記されている。この頃、学校週5日制導入にともなう教育課程の在り方が検討されており、教科の授業時数削減が焦眉の問題になっていた⁽¹⁾。

この連載のトップバッター中村敏雄の論題は、「冷戦体制下的実践からの脱皮と文化変革論的必修論」であった⁽²⁾。冷戦構造体制のもと学習指導要領が「試案」から国家的基準となり教育の中央集権化が強まったことに言及し、冷戦構造の崩壊とともに教師自身が学習指導要領の拘束から自由になる必要があると述べた。そして教科の存在意義が問われるなか、自らの実践の拠り所や系譜を自覚し、教材選択の根拠を自ら問うことが求められると主張した。その際、これまでの体育に関わって「体力づくり、からだづくり、生活体育などの主張が、いつ、誰によって、どのように主張され、どんな相互批判を経て、今日にどのように継承・実践されているのかということについて知る」ことが蔑ろにされていることを問題にしている。自らの実践の拠り所や克服すべき課題に対して無自覚でいられるのは、体育教育を主体的・専門的に担う責任の希薄さや欠如を意味するのではないのか。体育教育分野のいわば「学説史」に対する問題意識や関心の欠如という傾向は、中村の指摘から25年が経過したいま、教師教育および体育科教育研究において克服されたのか。それどころか、中村が提起した問題意識そのものへの共通認識や共感が失われてきているのではないのか。こうした危惧が、いま改めて体育教育の存在意義や根拠を歴史的に再認識する必要があると考えた理由の一つである。

体育が直面している困難と危機が国際的に共通理解されたのは、1999年11月にベルリンで開催された世界体育サミットだった。そこでは国際スポーツ科学体育学会連合会（ICSSPE）が主導した学校における体育の現状に関する国際的調査の結果が報告された⁽³⁾。ほとんどの国で体育は学校において法的に義務づけられているが、法的要件を満たさない実態もあり、カリキュラム上アカデミックな教科に比べて評価が低く、授業時数の削減、不十分な予算措置など、様々な困難に直面していることが報告された。それゆえ、「良質の体育授業の実現」「体育授業の質的改善」を体育の専門職が主張していかなければならないことが確認されている。

「体育科教育」誌は2005年10月号から2006年3月号にかけても、「体育はなぜ必要か—体育の存在意義を考える」を連載した。連載の口火を切った友添は、1990年代初頭から先進諸国で大きな教育改革が起こり、その渦中において子どもの生涯に対して意義をもたず、非学問的で内容がなく、学校外のスポーツ活動で代替が可能な教科と批判され、体育の改革、その教育責任が厳しく問われたと述べている⁽⁴⁾。では、体育の改革、教育責任がどのような教育改革の文脈において問われたのか。この点について検討しておこう。

第2節 新自由主義教育改革の特徴と体育教育の危機

1980年代の後半から先進諸国で始まった教育改革は、米ソ首脳の冷戦終結宣言、東西ドイツ統一に象徴される戦後の冷戦体制の崩壊と、それによる世界市場の拡大ならびに「大競争時代」の到来を時代背景としていた。先進諸国の政府ではグローバル化した市場において自由な経済競争で有利な立場に立つために新自由主義的な制度改革や教育改革を進めた。たとえば、イギリスで

は国際的な経済競争に負けないよう、産業界に役立つ教科をコアとする「教育の質の向上」を図り、ナショナルカリキュラムを創設して教育への中央統制を強める改革を実施した。公共の福祉としての学校教育に市場競争原理を導入することで教育水準の向上をはかろうとするものだった⁽⁵⁾。アメリカでは 80 年代より、国際的競争に打ち勝ち州民の雇用確保のためには教育の質向上が必要だとして、州が積極的に教育改革に乗り出した。そこでは公正 (equity) から卓越性 (excellence) に目標をシフトし、経済効率性と生産性優先の教育改革により、学区制の見直しや学校選択の自由の拡大が進められた⁽⁶⁾。また、学力低下の顕在化、各州・学区のカリキュラムの違いと学力格差が問題となり、全米で共通の教育目標を設定し「教育スタンダード」を策定するという方針が立てられた⁽⁷⁾。

わが国における教育改革が本格化するのはやや遅れたが、その方向性はすでに 1980 年代後半の臨時教育審議会 (臨教審) の 4 次にわたる答申に示されていた。その後、2000 年代に向けて行政改革、経済構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、財政構造改革の 5 大改革と一体となって教育改革が進められた。こうした新自由主義的な教育改革の特徴は、産業構造の転換をとともなう経済構造改革に呼応して、「長期継続雇用不安」や「構造失業」に適応する「人づくり政策」を中心として、労働の流動化に対応した「生涯学習体系」の構築をめざすものだった。教育においても市場的な自由競争原理が働くよう「規制緩和」を進め、それまでの教育における平等性を格差容認の方向に転換するものであった。教育を受ける権利の平等な保障は自由競争による能力に応じた分配に変質させられた。教育制度面でも単線型の制度を多様化・弾力化・複線化するものだった⁽⁸⁾。また、このような格差化・分断化の路線は、同時にナショナルアイデンティティを強化する愛国心教育や、社会的な規律や秩序を重んじる道德教育の重視、「ゼロトレランス方式」の導入をともなっていた。

教育改革にとともなう体育の危機論は、継続的に潜伏していた体育そのものの存在意義に対する疑問が再燃することで表面化してきたが、根本的には複雑化し加速化する国際政治・経済体制と産業構造の変化にとともなう教育政策の大転換に起因するものだった。その教育政策の大転換を推進する仕組みの特徴は、教育・学術・文化政策を担う文科省 (旧文部省) のもとに設置された中央教育審議会すら越えて、首相直属の審議機関を設置することによる政府・官邸主導の政策策定と改革遂行にある。臨教審 (1984 年～1987 年)、教育改革国民会議 (2000 年～2001 年)、教育再生会議 (2006 年～2008 年)、教育再生実行会議 (2013 年～) と、1980 年代以降の教育改革はこうした政府・官邸主導の仕組みにより進められてきた。そこでは、経済同友会、経団連など財界からの教育提言や要請が大きく影響していた⁽⁹⁾。文科省とそのもとに置かれる中央教育審議会、教育課程審議会、大学審議会、教育職員養成審議会などは政府・官邸主導の改革の下請け的な役割を担うことになった。

このような経済構造・産業構造の転換をはかることに主導された教育改革には、戦後教育史において前例となる水脈がある。それは、1950 年代後半から 1960 年代にかけて流布した「教育投資論」である。当時の教育投資論について久保は 1962 年の文部省白書「日本の成長と教育」を対象に批判的に検討している。そこでは、「経済構造の高度化と技術革新に対応した大量かつ良質の労働力養成計画は、現代の資本主義諸国に共通にみられる性格」であり、「日本独自の教育政策が、教育投資論と愛国心、道德教育とを巧妙に結びつけるという日本の方式で形成されてきていることに注目しなければならない」と述べている。そしてそこには「資本主義社会における教育投資

論の基本的矛盾」があるという。「『人材養成』(manpower and education) や『人的資源』(human resources) などの言葉を用い、それが『豊かな生活水準の向上』『国民福祉の増進』に貢献するという教育の国民的・公共的利益の超階級的性格を強調することに、その著しい性格を見出すことができる」と述べている⁽¹⁰⁾。わが国では、教育投資論による教育改革が戦後の高度経済成長の達成、国民の豊かな生活実現に大きく寄与した成功体験として語られてきた。以来、経済・産業構造の転換に応じて国が主導する教育改革を正当化する物語が繰り返されてきた。

1990年代の教育改革の頃、経済同友会は「学校をスリム化しよう」と教育の民営化路線を具体的にイメージした「合校論」を提起している⁽¹¹⁾。学校を「基礎・基本教室」「自由教室」「体験教室」で

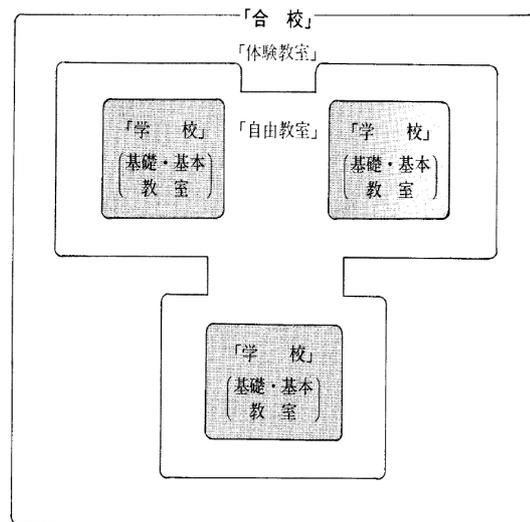
構成し、公教育は「言語能力」、「論理的思考能力」、「日本人としてのアイデンティティー」を内容とする「基礎・基本教室」を担うとした。「自由教室」は芸術・人文・自然科学の多彩なカリキュラムを子どもたちが自由に選択でき、教員以外に様々な分野の民間の専門家が参入して運営する。「体験教室」は民間あるいは地域住民のボランティアが運営するという構想である(図-1)。

当時この構想は実現の方向に進まなかった。しかし現在この民営化路線がますます現実味を帯びてきている。政府の「GIGA スクール構想」と経産省主導の EdTech を活用した「未来の教室」は「自由教室」の現代版といえよう。「合校論」に照らせば、体育は「自由教室」に位置づき民間業者が参入して展開し、運動部活動は「体験教室」として地域移行することになる。実際、学校プールの老朽化やプール管理の経費と人的負担を理由に水泳指導の民間委託が進んでいる。教師の働き方改革問題とも連動して部活動の地域移行が現実的に提言されスケジュール化・実施化されている⁽¹²⁾。

1960年代の教育投資論を端緒として1990年代以降、とくに2000年代に本格化する我が国の教育改革・学校改革・教育課程改革は、グローバル化する世界経済、急速に進化するデジタルテクノロジーによる社会・経済・産業構造の変化のなかで、教育の経済効率性と生産性を高め、財界が求める「人材養成」をはかり「人的資源」を確保することを中心に進められてきている。2016年に閣議決定された「第五期科学技術基本計画」では「Society 5.0」という未来社会像が示され、それを受けて2018年に文科省は「Society 5.0に向けた人材育成-社会が変わる、学びが変わる」を示した。それは経産省の「未来の教室」を背景に「個別最適化された学び」を目指している。

第3節 体育教育の存立根拠を歴史的に問うことの意味

こうした教育改革論に翻弄されながら、体育という教科は必須教科として週3時間の授業時数を確保するために、ときどきの教育改革論と教育課程改訂のもとでその存在価値をアピールするこ



「自由教室」「体験教室」の指導者には、教員のほか、各界の専門家、民間NPO、企業、民間教育機関、地域の人達(様々な職業人、地域文化の担い手)、子供たちの家族などが参加する

図-1 「合校」のイメージ

とを余儀なくされてきた。その際、体育の改革やその教育責任の論説は、ともすれば教育改革論を既定路線として、どのような体育の価値や教育責任を示せば教育改革論の路線のもとで体育の存続が図れるのかという現状追認的側面が強かったように思われる。だが、官邸主導、経産省が強い影響力をもつに至るここ 30 年の教育改革論は、国家の政治的・経済的な方向づけが異常に強いのが特徴である。それは、国民の教育に対する切実な要求に寄り添い、すべての子どもの発達や学習の権利を多様なニーズに応じて保障することをめざす教育改革とあまりにも位相が異なっている。国の教育改革論を前提にその枠内で体育の存在意義を主張することは、ほんとうに正当性をもつのかどうかを真剣に考えてみる必要がある。

国の教育施策に現実的な対応や対策をせざるをえない事情も理解できないわけではない。あるいは、体育教育の危機をチャンスに変えて、「良質の体育授業の実現」「体育授業の質的改善」を進めようとすることも必要であろう。しかし、2006 年の教育基本法改正に象徴されるように、法制度的に国家による教育への統制が強化されてきていることは間違いない。地方教育行政による「スタンダード」が学校現場に広がるなど教育現場の硬直化も進んでいる。他方で、公教育制度への規制緩和がすすみ、市場原理にもとづいて教育経営の合理化が図られている。このような改革圧

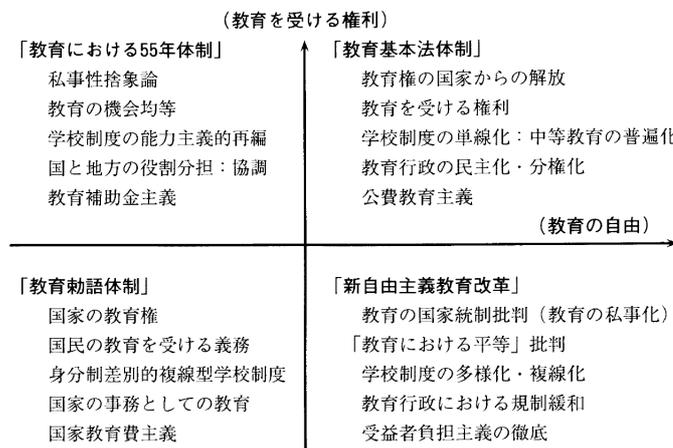


図-2 「教育改革」の位相 (伊深, 1998 より)

力のなかで教育現場に下りてくる改革・改善要請に対処することが最優先となり、子どもたちの発達・学習の権利を保障することが蔑ろにされている。そんななかで「良質の体育授業の実現」「体育授業の質的改善」が本当に可能なのかどうか。その場合、既存の制約枠組みのなかにおける改良にとどまるのではないのか。「良質」や「質的改善」を評価する基準が既に押し付けられているのでは

ないのか。教育現場の当事者が尊重されその主体性が発揮できるのか。検討しなければならない問題は多い。

図-2 は、「国民の教育権論をベースにして、教育の自由の軸と教育を受ける権利の軸を設定することで、教育改革の理念の 4 つのパターン」を示したものである。歴史的には「教育勅語体制」→「教育基本法体制」(1946 年教育基本法)→「教育における 55 年体制」→「新自由主義教育改革」という流れになる。戦前の国家主義的体制を否定・払拭しようとした「教育基本法体制」は未完のままその戦後改革が大転換され、教育の機会均等を制度的に確立することと引きかえに国家が教育を統制することを正当化するようになった⁽¹³⁾。さらに「新自由主義教育改革」はそれまでの機会均等的な教育統制を「画一的・硬直的」と批判し教育の自由を拡大する側面をもちながらも、それを主導するのは教育財政の圧縮と教育の市場解放・民営化を推進する、文科省をも飛び越えた政府・官邸主導の国家政策としての教育改革論である。

今日の教育改革をめぐる問題状況と体育教育はどう向き合い、その存在根拠をどう提起すべきなのか。上述のような我が国の教育改革の歩みを概観したとき、この問いを深めるために戦後改革

期から 1970 年代の体育教育の構想、提案、議論の今日的な意味や可能性に着目することが有効ではないかと考える。その頃は、官民ともに、すべての子どもの発達や学習を教育の中心にすえ、教育の民主化と科学化をめざして、教育改革・学校改革・体育教育改革について自由闊達に批判的議論が交わされた。同時に、新しい教育の仕組みや計画と実践像について多様な提案が意欲的になされた。

第 4 節 時代・社会の変動期に体育教育のあり方を問う

こうした問題意識は、過去を改めて振り返ることだけを意図したのもでないことはいうまでもない。体育教育の存立に関わって何が歴史的な課題となり、どんな議論が重ねられたのか、体育教育に対してどのような教育的役割が求められたのかを歴史的に再確認し、未完に終わった構想や実践の可能性と未完にとどまった原因を探ることで、これからの体育教育の構想と実践に向けた理論的な足場を整備し共有することが必要である。

2004 年 1 月、『体育科教育』誌で「いままでの学校体育を総括して、その存在意義を一層明確にしていく」ことを意図した、「これまでの体育、これからの体育」と題する座談会が掲載された⁽¹⁴⁾。そのなかで、高橋健夫、佐伯年詩雄、出原泰明といった当時の体育教育のオピニオンリーダーたちは、「戦後の新しい体育の方向が決まってくる」頃、「体育について現場が主体性をもって取り組んだ時期」の『生活体育』を再評価する発言をしている。「生活体育」をめぐる歴史的な文脈と、「生活体育」そのものの内実の問題を明らかにすることの重要性を語った。これからの体育の存在意義を考えるにあたって戦後の新しい体育教育の構想に着目していた。それが社会と生活の大きな変動期における体育教育の改革を考えるにあたって教訓的・示唆的だからである。

21 世紀にはいって OECD の「キー・コンピテンシー」や「21 世紀型スキル」の主張に代表されるように、複雑に変化・変動するグローバルな経済・社会・科学技術、環境が突きつける諸課題に対応して子どもたちにどんな資質・能力を形成するのかが問われてきている⁽¹⁵⁾。こうした国際的動向に呼応して現行の学習指導要領でも、「コンピテンシー・ベース」の「資質・能力」論から教科の目標・内容を描き出す方針がとられている⁽¹⁶⁾。

OECD Education 2030 ラーニングフレームワーク（「OECD ラーニングコンパス 2030」）では、「生徒たちが明日の世界を航海するために必要な社会的・身体的・心理的コンピテンシー」に関わって、「生徒の全人的な発達とウェルビーイング」を実現する教育政策やカリキュラムの創出がめざされている。そのなかで「体育・保健教育カリキュラム」が果たす役割が、各国の実情の調査報告にもとづいて問題にされている。「全人的発達」「健康とウェルビーイング」といったより広い教育目的・価値との関連で体育・保健教育の長期的な目標や内容を位置づけようとしている⁽¹⁷⁾。

それは 2000 年代の教育改革・学校体育改革論から継続する問題意識でもある。2000 年に開催されたスポーツ教育学会（20 周年記念国際大会）のシンポジウム「教科体育の存在意義を問うー生き残れるか、学校体育」のまとめの報告では、欧米におけるカリキュラム改革の動向をふまえて、「その背後にいくつかの共通した視角や展望が示されており」、「運動・スポーツの外在的価値の再評価やその多視点的な意味を、今日における教育全体の課題と緊密な関係の中から焙り出していること」をあげている⁽¹⁸⁾。

社会と生活が構造的に大きく変わるとき、教育全体の課題が、次代の新たな価値を創造し構築していくために求められる諸能力や人格的な資質に拡張され（それは単に経済・産業界からの社会

的要請に還元されない)、それとの関係でそれぞれの教科の存在意義、目標・内容のあり方、あるいは教科横断的に形成される汎用的な能力や教育内容が問われることになる。それはまさに、戦後の新しい体育教育の構想を模索し具体化しようとしてきたときに、先人たちが直面した困難、それへの挑戦やそこから導かれた成果と課題にも通ずるものがある。だから、その足跡をたどり直し、これからの体育教育を創造していく際の共通の認識あるいは手がかりとすることに現代的な意味があると考ええる。

戦後の体育教育の足跡を詳細に描き出した優れた研究成果はすでにいくつか存在する。いずれもその当時の代表的な体育教育研究者と気鋭の若い研究者たちが共同で執筆したものである。本書においても、それら先行する貴重な労作が重要な導き手となった。まず、1972年発行の前川峯雄編集責任、『戦後学校体育の研究』である。次に1975年発行の城丸章夫、荒木豊、正木健雄共編、『戦後民主体育の展開』(理論編と実践編)である。そして、1997年～1999年発行の中村敏雄編、『戦後体育実践論』(全3巻、資料編)である。これらはいずれも今では手に入りにくい古書となっている。もとより、こうした貴重な労作をカバーすることは不可能であるし、ましては微力な個人の執筆となると力不足は否めない。しかしながら、ここで述べてきたような考えから、我が国の体育教育史においてダイナミックに転換してきた重要な時期に主体的に奮闘した先人たちの足跡をある程度まとまった形で、また基本的な資料の内容を確認できる形で把握できるものを記したいと考えた。あらためて後代を担う体育教育の研究者あるいは体育教育の実践者が知るところとなればと考えた次第である。

わたし自身、2000年代にはいった教育改革期において、これらからの教育と体育教育を改革・創造していくために、どのような基軸を描く必要があるかを考えてきた。そのなかで、21世紀型の「生活体育」の創造が大きなテーマになるのではないかと主張した^(注1)。戦後初期の「生活体育」論の内在的弱点が、その後の体育教育研究及びスポーツ文化研究の進展によって克服可能なもの、さらには現代的な教育課題に応じて現実的に発展可能なものになってきたと感じていたからである。それだけに、戦後初期の「生活体育」論を歴史的な文脈において再認識しつつ、体育教育が抱える諸課題がどのように乗り越えられようとしてきたのか、あらためて丁寧に探っておくことを自身の課題とした。

本書は以上のような問題・課題意識のもとに記されたものである。

章 注および引用・参考文献

(注1) 学校体育研究同志会創立50周年記念集会(2005年1月22日、成蹊大学於)のリレートークで、21世紀版の「生活体育論」のイメージを素描した。その後、2005年8月の学校体育研究同志会全国研究大会(奈良大会)の基調提案文書に21世紀型「生活体育」論の原則的な視点と、地域の運動文化の担い手を育てる学校体育の学びについて論じた。さらに2009年の学校体育研究同志会全国研究大会(埼玉大会)の基調提案文書では、先進的な学校体育実践を手がかりに21世紀型生活体育論の展望について述べた。

(1) 高橋健夫(1996)今こそ問われる体育教師の専門性、『体育科教育』第44巻第3号、p21.

- (2) 中村敏雄 (1997) 冷戦体制下的実戦からの脱皮と文化変革論的必修論、『体育科教育』第 45 巻第 4 号、pp74-77.
- (3) 日本体育学会・学校体育問題検討特別委員会監訳 (2002) 『世界学校体育サミット—優れた教科「体育」の創造をめざして—』、杏林書院、pp2-44.
- (4) 友添秀則 (2005) 人間形成の立場から、『体育科教育』第 53 巻第 10 号、p62.
- (5) 鈴木正幸・小口功・佐藤実芳・大井浩(1990)1988 年イギリス教育改革法の主要点と問題点、『日本比較教育学会紀要』第 16 号、pp31-49.
- (6) 大塚典子 (1991) アメリカにおける「学校選択の自由化」に関する研究：1980 年代の教育政策を中心に、『慶應義塾大学大学院社会学研究紀要：社会学心理学教育学』No. 31、pp135-142.
- (7) 友添秀則 (2002) アメリカにみる学校体育カリキュラム改革の動向、『スポーツ教育学研究』第 22 巻第 1 号、pp29-38.
- (8) 森敏生 (2000) 21 世紀へ向かう教育改革の本質を問う—教育の公共性の確保と自立性の確立をめざして—、学校体育研究同志会研究年報『運動文化研究』Vol. 18、pp6-8.
- (9) 小国喜弘 (2023) 『戦後教育史—貧困・校内暴力・いじめから、不登校・発達障害問題まで—』、中央公論新社、181-188.
- (10) 久保義三 (1963) 教育投資論批判、『生活教育』第 15 巻第 2 号、pp11-16.
- (11) 経済同友会 (1995) 学校から「合校」へ—学校も家庭も地域も自らの役割と責任を自覚し、知恵と力を出し合い、新しい学び育つ場をつくろう—、『季刊教育法』103 号、pp33-39
- (12) 運動部活動の地域移行に関する検討会議 (2022) 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言～少子化の中、将来にわたりわが国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて～.
- (13) 井深雄二 (1998) わが国における 1990 年代「教育改革」の背景、『名古屋工業大学紀要』第 50 巻、p27.
- (14) 友添秀則・杉山重利・佐伯年詩雄・高橋健夫・出原泰明 (2004) これまでの体育、これからの体育、『体育科教育』第 52 巻第 2 号、pp2-4.
- (15) 白井俊 (2020) 『OECD Education2030 プロジェクトが描く教育の未来—エージェンシー・資質・能力とカリキュラム—』ミネルヴァ書房、pp1-16.
- (16) 梅原利夫 (2018) 『新学習指導要領を主体的につかむ—その構図とのりこえる道』、新日本出版社、pp18-27.
- (17) 経済協力開発機構 (O E C D) 編著、日本体育科教育学会監訳 (2023) 『保健体育教育の未来をつくる—O E C D カリキュラム国際調査〈O E C D Education 2030 プロジェクト〉』、明石書店、pp18-20、pp108-112.
- (18) 岩田靖 (2002) 21 世紀の学校体育の創造—国際的な学校体育カリキュラム改革の動向に学ぶ— (第 21 回大会・シンポジウム I 報告書)、『スポーツ教育学研究』第 22 巻第 1 号、pp25-27.

体育教育の構想とカリキュラム
—体育教育の存立根拠を問う—

目次

序章 なぜ、いま体育教育の存立意義と根拠を歴史的に問うのか

- 第1節 体育教育の危機と存立根拠への問い
- 第2節 新自由主義教育改革の特徴と体育教育の危機
- 第3節 体育教育の存立根拠を歴史的に問うことの意味
- 第4節 時代・社会の変動期に体育教育のあり方を問う

第1章 教科の成り立ちを問う

- 第1節 教科と教科編成の根拠を問うこと
- 第2節 戦前の教科課程の変遷を読む
- 第3節 教科を設定する3つの目的
- 第4節 戦後教育改革と教科の存立根拠

第2章 戦前から戦後改革期の体育教育の存立根拠

- 第1節 戦前の体育教育の変遷
- 第2節 戦後改革と体育・スポーツの再建

第3章 戦後の新体育の指導要領（試案）

- 第1節 1947年（昭和22年）学校体育指導要綱と解説
 - 1 学校体育指導要綱
 - 2 学校体育指導要綱解説
- 第2節 1949（昭和24年）年学習指導要領小学校体育編（試案）
 - 1 児童中心主義の体育科の性格・目標と教材選択の基準
 - 2 指導計画編成の基礎的枠組み、体育設備と考査
- 第3節 1951年（昭和26年）中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編（試案）
 - 1 保健体育科体育の性格と目標および教材評価
 - 2 必須時の体育と自由時の体育の指導
- 第4節 1953年（昭和28年）小学校学習指導要領体育科編（試案）改訂版
 - 1 体育科の独自の役割・目標
 - 2 体育科の学習内容

第4章 新体育における体育科の位置づけと生活体育の追求

- 第1節 体育科の教科としての性格と位置づけ
- 第2節 コア・カリキュラムと体育の位置づけ
- 第3節 生活体育の立場と体育科のB型学習
- 第4節 生活体育におけるグループ学習の実践
 - 1 オリエンテーションの指導
 - 2 グループ練習の指導

- 3 校内大会の組織・運営
- 4 生活体育におけるグループ学習の追求

第5章 生活体育批判

第1節 生活体育カリキュラム

第2節 1958年（昭和33年）小中学校学習指導要領改訂の背景と体育実践の転換

第3節 生活体育への批判

- 1 系統学習の立場からの批判
- 2 生活体育に対する全面的な批判
- 3 からだづくりの立場からの批判
- 4 生活概念をめぐる教育思潮

第6章 体育の本質（独自性）の追求

第1節 運動文化論における体育の本質

第2節 からだづくり論の体育の本質

第3節 国の基準としての指導要領の体育

- 1 58改訂指導要領の体育
- 2 「体力づくり体育」とその時代背景

第7章 民間教育研究団体の体育教育構想

第1節 民間教育研究団体の結成

第2節 運動文化論の体育構想の展開

- 1 体育の本質追求と「中間項」の考え方
- 2 運動文化と人間形成
- 3 国民運動文化の創造と人間形成

第3節 教科研の「身体と教育」論

- 1 教科研「身体と教育部会」の歩み
- 2 学校体育における保健と体育の位置
- 3 体育教科の本質と課題

第8章 教育課程の自主編成運動

第1節 『国民のための教育課程－自主編成の展望』（1960年）

- 1 第1部 総論
- 2 保健・体育科

第2節 教育制度検討委員会『日本の教育改革を求めて』（1974年）

- 1 最終報告書の構成とねらい
- 2 教育の理念
- 3 教育制度の理念
- 4 教育内容編成の基本原則と学校教育課程の再編成

第3節 『教育課程改革試案－わかる授業、楽しい学校を創る』（1976年）

- 1 「I 総論」について
- 2 「II 各論」、「保健・体育」について

第9章 技術指導の系統性研究の展開

- 第1節 技術指導の系統性研究の背景
- 第2節 技術指導の系統性研究の必然性
- 第3節 技術指導の系統性研究の方法論
- 第4節 技術指導の系統性研究の意味

終章 体育教育の民主化・科学化の展望

- 第1節 スポーツの大衆化と国民の教育権
 - 1 スポーツの大衆化と体育科教育の任務
 - 2 「国民の教育権」論と国民スポーツ
- 第2節 国民のスポーツ権論の展開
 - 1 スポーツの民主化・科学化と国民のスポーツ権論
 - 2 スポーツ権論の展開
- 第3節 国民のスポーツ権と体育教育
 - 1 スポーツ権の法的構造
 - 2 体育科教育の目的・学習内容・学力
 - 3 スポーツの主人公とその学力形成
- 第4節 スポーツの主人公を育てる体育教育の展望
 - 1 スポーツの主人公のイメージ
 - 2 スポーツの主人公を育てる学校体育の教育課程
 - 3 スポーツの主人公になるための実践課題と教育課程実践

4 謝辞

武蔵野美術学長ならびに造形学部教授会構成員の皆様、そして身体運動文化研究室の先生方には、この度の国内研究をお認めくださり研究活動に専心する機会をいただいたこと、心より感謝申し上げます。

また東京学芸大学には研究員受入規定に基づく個人研究員として受け入れていただき、受け入れ教員である鈴木聡教授をはじめ、東京学芸大学図書館の職員の方々、鈴木ゼミの院生の皆さん、その他関係者の皆様のご尽力により、たいへん充実した環境のもと研究を進めることができました。あらためて深く感謝する次第です。